

発議案第16号

久慈市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年8月20日提出

久慈市議會議長 畠 中 勇 吉 様

提出者 久慈市議會議員 小柳 正人

提出者 久慈市議會議員 泉川 博明

提出者 久慈市議會議員 下川原 光昭

提出者 久慈市議會議員 城内 仲悦

提出者 久慈市議會議員 黒沼 繁樹

久慈市議会基本条例の一部を改正する条例

久慈市議会基本条例（平成26年久慈市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第1条の」を「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

提案理由

デジタル社会形成基本法の施行に伴い、所要の整備をしようとするものである。

発議案第16号参考資料

久慈市議会基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
(ICTの積極的活用) 第16条 議会は、ICT（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第1条の情報通信技術をいう。）を積極的に活用するものとする。	(ICTの積極的活用) 第16条 議会は、ICT（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を積極的に活用するものとする。

発議案第17号

久慈市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年8月20日提出

久慈市議會議長 畑 中 勇 吉 様

提出者 久慈市議會議員 下川原 光 昭

提出者 久慈市議會議員 泉 川 博 明

提出者 久慈市議會議員 小 柳 正 人

提出者 久慈市議會議員 城 内 仲 悅

提出者 久慈市議會議員 黒 沼 繁 樹

久慈市議会委員会条例の一部を改正する条例

久慈市議会委員会条例（平成18年久慈市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会運営委員会の委員の定数を改めようとするものである。

発議案第17号参考資料

久慈市議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
(常任委員会の名称、委員定数及び所管並びに議会運営委員会の委員定数)	(常任委員会の名称、委員定数及び所管並びに議会運営委員会の委員定数)
第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。	第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 議会運営委員会 <u>8人</u>	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 議会運営委員会 <u>7人</u>

発議案第18号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見
書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会議規則第14条第1項の規定により提出し
ます。

令和3年8月20日提出

久慈市議会議長 畑 中 勇 吉 様

提出者 久慈市議会議員 城 内 仲 悅

提出者 久慈市議会議員 泉 川 博 明

提出者 久慈市議会議員 小 柳 正 人

提出者 久慈市議会議員 下川原 光 昭

提出者 久慈市議会議員 黒 沼 繁 樹

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月20日

岩手県久慈市議会

議長 畑 中 勇 吉

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
内閣官房長官	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿
経済産業大臣	殿
経済再生担当大臣	殿